

# 国民健康保険加入者で 高額な医療費を支払われている方へ

国民健康保険加入者が、高額な外来診療を受けたときや、入院時に医療機関で1か月に支払う一部負担金が自己負担限度額を超える場合、その超えた分は、市が医療機関に支払い、みなさまは自己負担限度額で済む制度があります。

この制度を利用するには、「限度額適用認定証」等の交付を受ける必要があります。

交付を希望される方や、すでに利用されている方で、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、下表のとおり申請手続きをしてください。

(限度額適用認定証の有効期限は、毎年7月31日で、自動更新されません)

※認定証は、申請月の初日から有効となります。所要件等を判定し、後日郵送でお届けします。

※窓口支払いの上限額(月当たり)は、年齢や所得などの世帯状況に応じて異なります。

## 問い合わせ

市民安全部保険・医療課

(滝野庁舎)

☎ 48・3002

区分	申請手続	医療機関等で
70歳未満の方 (国保税の滞納がない世帯に限る)	保険・医療課または各庁舎窓口センターで「限度額適用認定証」等の交付申請をしてください。(手続には、国民健康保険被保険者証と印鑑が必要です) なお、70歳以上の方で、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付の対象になる方には、別途通知しています。	「限度額適用認定証」等を窓口に提示してください。
70歳以上75歳未満で 住民税非課税世帯の方 (世帯主および国保被保険者が住民税非課税)		
70歳以上75歳未満で 住民税課税世帯の方	新たな手続は必要ありません。	「高齢受給者証」を窓口に提示してください。

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入のみなさまへ

# 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

～柔道整復施術は単なる肩こりなどの場合、保険適用されません!～

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険が使える場合

整骨院・接骨院で健康保険が使えるのは、打撲・捻挫・挫傷・脱臼・骨折(※)に対する施術に限られています。※脱臼や骨折については医師の同意が必要となります。(応急手当の場合、手当後の施術に医師の同意が必要です)



### 国民健康保険・後期高齢者医療保険が使えない場合(全額自己負担)

- 日常生活による単純な疲労や肩こり・腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- 加齢(ケガによるものではない)からくる痛み
- 脳疾患後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 症状の改善が見られない長期の施術(漠然とした施術)など



柔道整復師へのかかり方を正しく理解し、適切に受診することで、医療費の適正化にもつながります。みなさまのご協力をお願いいたします。

問い合わせ 市民安全部保険・医療課(滝野庁舎) ☎48-3002